

市第 107 号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年 3 月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（保健福祉事業）

第 3 条の 3 横浜市は、保健福祉事業として、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業その他の必要な事業を行う。

2 前項の事業に関して必要な事項は、市長が定める。

第 4 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 号中「19,500円」を「15,880円」に改め、同条第 2 号中「27,300円」を「27,000円」に改め、同条第 3 号中「46,800円」を「46,470円」に改め、同条第 4 号中「70,200円」を「71,490円」に改め、同条第 5 号中「78,000円」を「79,440円」に改め、同条第 6 号中「83,460円」を「85,000円」に改め、同号ア中「第38条第 1 項第 1 号ハ」を「第38条第 1 項第 6 号イ」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第 7 号中「85,800円」を「87,380円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ

、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第8号中「99,060円」を「100,880円」に改め、同号ア中「2,500,000円」を「2,100,000円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第15号中「234,000円」を「278,040円」に改め、同号を同条第18号とし、同条第14号中「218,400円」を「258,180円」に改め、同号ア中「15,000,000円以上20,000,000円未満」を「20,000,000円以上30,000,000円未満」に改め、同号を同条第17号とし、同条第13号中「202,800円」を「238,320円」に改め、同号ア中「15,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同号を同条第16号とし、同条第12号中「177,840円」を「198,600円」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「7,200,000円」に改め、同号イ中「第14号イ」を「第17号イ」に改め、同号を同条第15号とし、同条第11号中「152,880円」を「154,900円」に改め、同号ア中「5,000,000円以上7,000,000円未満」を「4,200,000円以上5,200,000円未満」に改め、同号イ中「第13号イ又は第14号イ」を「第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 170,790円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当

する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 186,680 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 6,200,000 円以上 7,200,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第10号中「131,820 円」を「139,020 円」に改め、同号ア中「3,500,000 円以上 5,000,000 円未満」を「3,200,000 円以上 4,200,000 円未満」に改め、同号イ中「、第12号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「120,900 円」を「123,130 円」に改め、同号ア中「3,500,000 円」を「3,200,000 円」に改め、同号イ中「、第11号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 103,270 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 2,100,000 円以上 2,500,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない

状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第6条第1項の表を次のように改める。

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
第4条第1号に該当する者	1,660円	1,580円
第4条第2号に該当する者	2,700円	2,700円
第4条第3号に該当する者	4,710円	4,640円
第4条第4号に該当する者	7,230円	7,140円
第4条第5号に該当する者	7,980円	7,940円
第4条第6号に該当する者	8,500円	8,500円
第4条第7号に該当する者	8,810円	8,730円
第4条第8号に該当する者	10,160円	10,080円
第4条第9号に該当する者	10,390円	10,320円
第4条第10号に該当する者	12,340円	12,310円
第4条第11号に該当する者	13,920円	13,900円
第4条第12号に該当する者	15,490円	15,490円
第4条第13号に該当する者	17,160円	17,070円
第4条第14号に該当する者	18,740円	18,660円
第4条第15号に該当する者	19,860円	19,860円
第4条第16号に該当する者	23,850円	23,830円
第4条第17号に該当する者	25,890円	25,810円

第 4 条第 18 号に該当する者	27,840円	27,800円
-------------------	---------	---------

別表健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第 107 条の 2 第 4 項において準用する法第 107 条第 1 項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請の項を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率及び各納期ごとの保険料の納付額については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率を定めるとともに、保健福祉事業を実施する等のため、横浜市介護保険条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市介護保険条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（保健福祉事業）

第3条の3 横浜市は、保健福祉事業として、要介護被保険者を現  
に介護する者の支援のために必要な事業その他の必要な事業を行  
う。

2 前項の事業に関して必要な事項は、市長が定める。

（保険料率）

第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率  
令和3年度から令和5年度まで  
は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該  
各号に定める額とする。

- |     |                  |                           |
|-----|------------------|---------------------------|
| (1) | 令第39条第1項第1号に掲げる者 | $\frac{15,880}{19,500}$ 円 |
| (2) | 令第39条第1項第2号に掲げる者 | $\frac{27,000}{27,300}$ 円 |
| (3) | 令第39条第1項第3号に掲げる者 | $\frac{46,470}{46,800}$ 円 |
| (4) | 令第39条第1項第4号に掲げる者 | $\frac{71,490}{70,200}$ 円 |
| (5) | 令第39条第1項第5号に掲げる者 | $\frac{79,440}{78,000}$ 円 |
| (6) | 次のいずれかに該当する者     | $\frac{85,000}{83,460}$ 円 |

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（  
令 第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう。以  
第38条第1項第1号ハ  
下同じ。）が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれ  
にも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第  
2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の  
促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自

立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第 2 条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、~~第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ~~又は第 14 号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者  $\frac{87,380 \text{ 円}}{85,800 \text{ 円}}$   
 (ア省略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、~~第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ~~又は第 14 号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者  $\frac{100,880 \text{ 円}}{99,060 \text{ 円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が  
1,600,000円以上  $\frac{2,100,000 \text{ 円}}{2,500,000 \text{ 円}}$  未満であり、かつ、前各号のい  
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこ  
の号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を  
除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号  
イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する  
又は第14号イ  
者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 103,270円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が  
2,100,000円以上 2,500,000円未満であり、かつ、前各号のい  
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこ  
の号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を  
除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号  
イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。  
）

(10) 次のいずれかに該当する者  $\frac{123,130 \text{ 円}}{120,900 \text{ 円}}$   
(9)

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が  
2,500,000円以上  $\frac{3,200,000 \text{ 円}}{3,500,000 \text{ 円}}$  未満であり、かつ、前各号のい  
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこ

の号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。

）

$\frac{(11)}{(10)}$  次のいずれかに該当する者  $\frac{139,020 \text{ 円}}{131,820 \text{ 円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が  $\frac{3,200,000 \text{ 円以上 } 4,200,000 \text{ 円未満}}{3,500,000 \text{ 円以上 } 5,000,000 \text{ 円未満}}$  であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

$\frac{(12)}{(11)}$  次のいずれかに該当する者  $\frac{154,900 \text{ 円}}{152,880 \text{ 円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が  $\frac{4,200,000 \text{ 円以上 } 5,200,000 \text{ 円未満}}{5,000,000 \text{ 円以上 } 7,000,000 \text{ 円未満}}$  であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

$\frac{(13)}{(12)}$  次のいずれかに該当する者  $\frac{170,790 \text{ 円}}{170,790 \text{ 円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が

5,200,000 円以上 6,200,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 186,680 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 6,200,000 円以上 7,200,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。）

(15)  
(12) 次のいずれかに該当する者 198,600 円  
177,840 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が  $\frac{7,200,000 \text{ 円}}{7,000,000 \text{ 円}}$  以上 10,000,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は 第 17 号イ  
第 14 号イ に該当する者を除く。）

(16)  
(13) 次のいずれかに該当する者 238,320 円  
202,800 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が  
10,000,000円以上  $\frac{20,000,000 \text{ 円}}{15,000,000 \text{ 円}}$  未満であり、かつ、前各号のい  
ずれにも該当しないもの

(イ省略)

$\frac{(17)}{(14)}$  次のいずれかに該当する者  $\frac{258,180 \text{ 円}}{218,400 \text{ 円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が  
 $\frac{20,000,000 \text{ 円以上 } 30,000,000 \text{ 円 未満}}{15,000,000 \text{ 円以上 } 20,000,000 \text{ 円 未満}}$  であり、かつ、前各号のい  
ずれにも該当しないもの

(イ省略)

$\frac{(18)}{(15)}$  前各号のいずれにも該当しない者  $\frac{278,040 \text{ 円}}{234,000 \text{ 円}}$

(普通徴収に係る各納期の保険料納付額)

第6条 各納期の保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる額と  
する。

	6月期の納付額	7月期から3月 期までの納付額
第4条第1号に該当する者	1,660円	1,580円
第4条第2号に該当する者	2,700円	2,700円
第4条第3号に該当する者	4,710円	4,640円
第4条第4号に該当する者	7,230円	7,140円
第4条第5号に該当する者	7,980円	7,940円
第4条第6号に該当する者	8,500円	8,500円
第4条第7号に該当する者	8,810円	8,730円
第4条第8号に該当する者	10,160円	10,080円
第4条第9号に該当する者	10,390円	10,320円

## 市第 107 号

第 4 条第10号に該当する者	12,340円	12,310円
第 4 条第11号に該当する者	13,920円	13,900円
第 4 条第12号に該当する者	15,490円	15,490円
第 4 条第13号に該当する者	17,160円	17,070円
第 4 条第14号に該当する者	18,740円	18,660円
第 4 条第15号に該当する者	19,860円	19,860円
第 4 条第16号に該当する者	23,850円	23,830円
第 4 条第17号に該当する者	25,890円	25,810円
第 4 条第18号に該当する者	27,840円	27,800円

	6 月期の納付額	7 月期から 3 月 期までの納付額
第 4 条第 1 号に該当する者	1,950円	1,950円
第 4 条第 2 号に該当する者	2,730円	2,730円
第 4 条第 3 号に該当する者	4,680円	4,680円
第 4 条第 4 号に該当する者	7,020円	7,020円
第 4 条第 5 号に該当する者	7,800円	7,800円
第 4 条第 6 号に該当する者	8,400円	8,340円
第 4 条第 7 号に該当する者	8,580円	8,580円
第 4 条第 8 号に該当する者	9,960円	9,900円
第 4 条第 9 号に該当する者	12,090円	12,090円
第 4 条第10号に該当する者	13,200円	13,180円
第 4 条第11号に該当する者	15,360円	15,280円
第 4 条第12号に該当する者	17,820円	17,780円

第 4 条第13号に該当する者	20,280円	20,280円
第 4 条第14号に該当する者	21,840円	21,840円
第 4 条第15号に該当する者	23,400円	23,400円

(第 2 項 省 略)

別表 (第 19 条 第 1 項)

手数料の徴収に係る申請等	手 数 料 の 名 称	手 数 料 の 額
(省 略)		
健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1 件につき 25,000円